

自著紹介

## 『宗教法と民事法の交錯』

(晃洋書房、2008年)

編著者 鈴木 龍也 (龍谷大学)

本書は、現代日本の宗教法的諸問題を念頭に置きながら、社会と法という視角から、家族や共同体、土地所有の在り方などに着目しつつ、市民法あるいは世俗法というニュアンスをも含んだ広い意味での民事法という領域の問題として現象する〈法という社会秩序〉と〈宗教的秩序〉の関係を明らかにしようとする試みである。

宗教は個人の内心にあるだけでなく、団体として社会に存在し、宗教的行為として、あるいは慣行や習俗として、人々の行動を強く規制する。現代においても、社会は世俗の秩序のなかに宗教的秩序を包み込む枠組みを用意しなければならず、その接点においては絶えず世俗的論理と宗教的論理の反発と融合の過程が進行する。近代的な国家体制を共有する国々においても、両者の関係についてある程度は一般的に妥当する規範的な枠組みが形成されているとはいえ、当然ながら、それぞれの国や地域の歴史、文化を反映して、世俗的論理と宗教的論理の交錯と対抗の様相は相当に異なる。

本書は現代日本における宗教的秩序と世俗法的秩序の関係を明らかにするという問題関心からなる諸論考を集めるものであり、第Ⅰ部「歴史にみる宗教と法の交錯」と第Ⅱ部「現代における宗教法と民事法の交錯」からなる。第Ⅰ部は現代宗教法のいわば歴史的基礎について検討する3章からなる。第Ⅱ部は現代における宗教にかかわる民事法的な諸問題を法解釈的な次元の問題も含めて直接的に扱う3章からなる。

第Ⅰ章「明治期の社寺の財産管理における『公益性』の形成過程」(牛尾洋也執筆)は、明治期における社寺の財産管理に関する法令や判例を、宗教団体の

財産管理における「公益性」という問題に焦点を当てつつ詳細に検討し、宗教団体法に至る時期における社寺に対する国家的関与の在り方の変遷を描き出す。

第2章「明治期における社寺境内下戻問題と境内私有説の論理——中田薫・土地所有権史論への序論的考察——」（吉岡祥充執筆）は、明治期の近代的土地所有権確立過程における境内所有論争の展開を、中田薫・境内私有説の形成と深化を軸に跡づけ、近代的土地所有権確立過程の再吟味、およびそこにおける中田土地所有権論の意味についての再検討を行う。

第3章「加賀一向一揆における暴力とその規制について」（畠山亮執筆）は、一向一揆について聖と俗という観点からの検討を加える。永正期から天文期を中心に、加賀一向一揆における暴力とその規制について検証し、この時期の本願寺による世俗法的な規制の展開の中に、宗教的論理、宗教的枠組みの基本構造が維持されていることを描き出す。

第4章「葬送・死者祭祀及び祭祀財産の承継と相続法体系——祭祀主宰権・祭祀財産承継権・屍体所有権と相続権との交錯と反発——」（池田恒男執筆）は、1947年に改正された現行民法の祭祀条項に関する裁判例の検討により、祭祀財産承継の実態と法的運用の実際を明らかにし、旧「家」的遺制の影響を受けた現行民法の祭祀条項を支える社会的基盤が失われてきていることを示すとともに、近代市民社会原理に基づくこれからの死者葬送・祭祀の在り方を展望する。

第5章「墓地利用関係の特殊性と墓地使用权」（鈴木龍也執筆）は、墓地使用权について形成されている、墓地使用の固定性・永続性を強く保護する法理の内実を具体的に検討するとともに、これを一般的な法的枠組みのもとに包摂する解釈論の提示を試みる。

第6章「宗教法人の『代表者』による占有訴権の一考察——最高裁平成10年3月10日判決の批判的検討——」（吉村顕真執筆）は、宗教法人たる寺院の住職として土地建物などの所持を開始した者が、後に僧籍剥奪の処分を受け、宗教法人によりその土地建物の所持を奪われたため、その宗教法人に対して占有回復の訴えを提起した事件に対する最高裁判決について検討し、法人代表者の占有権の扱いについて相対的占有機関説の立場からこれを批判する。

本書は龍谷大学社会科学研究所の3年にわたる共同研究を基礎とするものであるが、形式においても内容においても必ずしも統一的なものとはなっておらず、論文集の域を出るものではない。しかしながら、宗教に関わる民事法的な問題のうちの主要なものについては何らかの形で触れることとなった。また、各論考は、社会、そして歴史との関係の中で宗教法の問題に接近していこうとの姿勢を共有している。扱う問題は困難で、至らぬ点が多いことを自覚している。皆様のご批判、ご指導をいただければ幸いである。